4　次の各号に掲げる記録、帳簿、書類又は電磁的記録媒体（以下「記録等」という。）の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。

一　動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル並びに登記事項概要ファイルの記録（次号及び第三号の記録を除く。）　永久

二　閉鎖登記ファイルの記録　閉鎖した日から十年間

三　閉鎖した登記事項概要ファイルの記録　閉鎖した日から二十年間

四　受付帳の記録　当該年度の翌年から五年間

五　登記申請書等　受付の日から五年間

六　電磁的記録媒体及び第十四条第三項の磁気ディスクの記録　受付の日から一年間

七　登記申請事件以外の事件の申請書類　受付の日から一年間

八　登記関係帳簿保存簿　作成の時から三十年間

九　登記事務日記帳　作成した年の翌年から一年間

十　登記事項概要証明書等用紙管理簿　作成した年の翌年から一年間

十一　決定原本つづり込み帳　これにつづり込まれた決定書に係る決定の翌年から五年間

十二　審査請求書類等つづり込み帳　これにつづり込まれた審査請求書の受付の年の翌年から五年間

十三　再使用証明申出書類つづり込み帳　作成した年の翌年から五年間

十四　登録免許税関係書類つづり込み帳　作成した年の翌年から五年間

十五　記録不能通知書つづり込み帳　作成した年の翌年から三年間

十六　統計表つづり込み帳　作成した年の翌年から一年間

十七　雑書つづり込み帳　作成した年の翌年から一年間

第五条の二中「登記に関する記録、書類又は電磁的記録媒体」を「記録等」に改める。

第十三条第一項第三号中「市区町村長」を「市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第二十二条第一項第一号において同じ。）」に改める。

第二十二条第一項第一号中「市区町村長」を「市町村長」に改める。

（投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則の一部改正）

第四条　投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成十年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「市区町村長」を「市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第七条において同じ。）」に改める。

第七条中「市区町村長」を「市町村長」に改める。

（限定責任信託登記規則の一部改正）

第五条　限定責任信託登記規則（平成十九年法務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「市区町村長」を「市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）」に改める。

（一般社団法人等登記規則の一部改正）

第六条　一般社団法人等登記規則（平成二十年法務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「評議員及び会計監査人」の下に「、同規則第三十四条第二項第五号中「会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百七十二条第一項に規定する休眠一般社団法人又は同法第二百三条第一項に規定する休眠一般財団法人」と、同条第三項第八号中「会社法第四百七十二条第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十九条第二項又は第二百三条第二項」と、同項第九号中「会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第百三十九条第一項及び第三項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号）第五十七条第一項及び第三項又は第六十五条第一項及び第三項」と」を加える。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○文部科学省令第五号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第四号、第六号、第八号及び第十号の規定に基づき、義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日　　文部科学大臣　馳　浩

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第十二までを次のように改める。

別表第一（第二条第一号関係）

経験年数	月額
	円
18年未満	373,500
18年以上19年未満	380,500
19年以上20年未満	387,300
20年以上21年未満	394,100
21年以上22年未満	400,100
22年以上23年未満	406,100
23年以上24年未満	411,000
24年以上25年未満	416,600
25年以上26年未満	422,200
26年以上27年未満	426,900
27年以上28年未満	431,700
28年以上29年未満	436,900
29年以上30年未満	442,400
30年以上31年未満	451,400
31年以上32年未満	454,900
32年以上33年未満	459,800
33年以上	452,900